大阪市規則第11号

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例施行規則（令和５年大阪市規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （対象事業）  第３条　条例第２条第３号オの市規則で定める事業は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第２条第２項に規定する人工知能関連技術、同条第３項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第４項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う次に掲げる事業とする。  　⑴　日本標準産業分類（「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件」（令和５年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類をいう。）に掲げる金融業及び保険業  [⑵～⑷　略] | （対象事業）  第３条　[同左]  ⑴　日本標準産業分類（「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件」（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類をいう。）に掲げる金融業及び保険業  [⑵～⑷　同左] |
| 備考　表中の[　]の記載は注記である。 | |

　　　附　則

　この規則は、令和６年４月１日から施行する。